

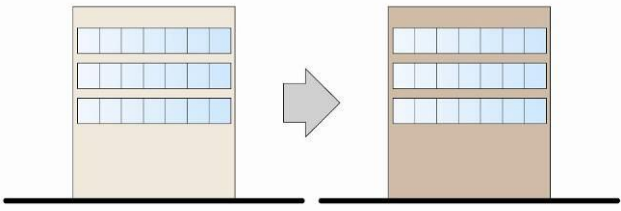
3-3.建築物と工作物の色彩の変更等に関する届出

景観形成重点地区	深大寺通り周辺 景観形成重点地区	建築物・工作物の規模に関係なく全てが届出対象
	国分寺崖線 景観形成重点地区	建築物：高さ 10m以上又は延べ面積 500 m ² 以上 工作物：高さ 10m以上又は築造面積 1,000 m ² 以上
一般地域・景観形成推進地区		高さ 20m以上又は延べ（築造）面積 3,000 m ² 以上

①色彩を変更する場合（同色への塗り替えを含む）

届出必要

- ・建築物・工作物の色彩を変更する場合は、届出が必要となります。

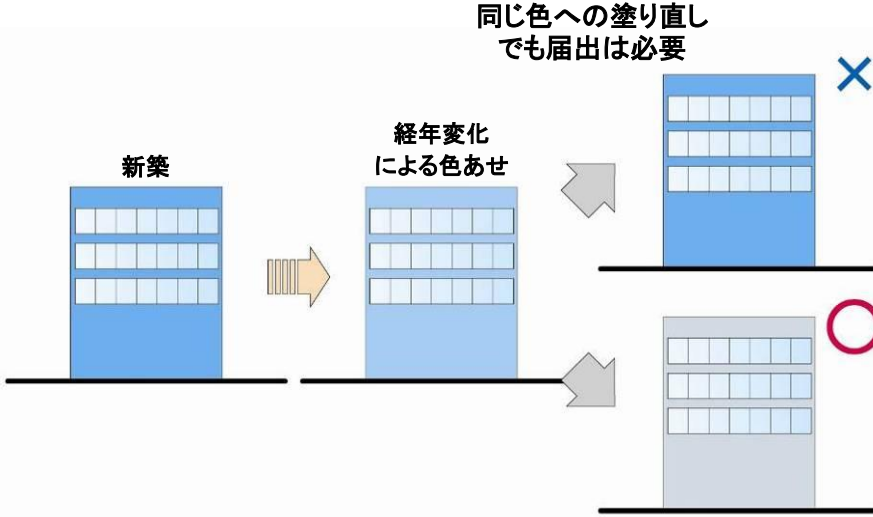


②既存不適格物件を同色に塗り替える場合

届出必要

- ・建築当初に使用したものと全く同じ色に塗り直す場合でも、届出が必要となります。
- ・なお、その色彩が色彩基準外であった場合、色彩基準内の色彩に変更する必要があります。

同じ色への塗り直しでも届出は必要



※新築時の色彩が色彩基準外の場合、色彩基準内の色彩に変更が必要

※色彩基準は、p. 47～48 をご参照ください。